平成8年4月1日 岐阜市告示第5号

改正 平成 26 年 10 月 20 日 告示第 438 号

平成 27 年 6 月 11 日 告示第 165 号

平成 28 年 1 月 28 日 告示第 587 号

平成31年4月1日 告示第1号

騒音の規制地域の指定及び特定工場等において発生する騒音の規制基準

(騒音の規制地域)

第1条 騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定により、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域として指定する地域(以下「指定地域」という。)は、岐阜市の全域とする。

(特定工場等において発生する騒音の規制基準)

第2条 騒音規制法第4条第1項の規定により、指定地域における特定工場等において発生する騒音 の規制基準は、次のとおりとする。

規制基準

区域の区分	時間の区分		
	昼間	朝・夕	夜間
第1種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第2種区域	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第4種区域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

備考

- 1 「昼間」は、午前8時から午後7時まで、「朝」は、午前6時から午前8時まで、「夕」は、午後7時から午後11時まで、「夜間」は、午後11時から翌日午前6時までとする。
- 2 デシベルとは、計量法(平成4年法律第51号)別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 3 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合に おいて、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。
- 4 騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格 Z 8731 に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均とする。
 - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
 - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区域への基準の適用は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第1条に規定する学校、児童福祉法 (昭和 22 年法律第

164 号) 第7条第1項に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね30メートルの区域内における第4種区域 この表の時間の区分に応じて定める値から5デシベルを減じた値とする。

- (2) 第2種区域のうち都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する用途地域の定めのない地域 この表の時間の区分のうち夜間に定める値は、当該値に5デシベルを加えた値とする。
- (3) 第3種区域のうち第1種区域に接する周囲おおむね30メートルの区域内 この表の時間の区 分のうち朝、夕及び昼間に定める値から5デシベルを減じた値とする。
- (4) 第4種区域のうち第1種区域及び第2種区域に接する周囲おおむね30メートルの区域内 この表の時間の区分に応じて定める値から5デシベルを減じた値とする。ただし、第1号の適用を 受ける地域は除く。

(区域の区分)

第3条 前条に規定する区域の区分ごとの規制基準を適用する区域は、次のとおりとする。

区域の区分	区域の範囲
第1種区域	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住
	居専用地域又は田園住居地域の定めのある地域
第2種区域	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種中高層住居専用地域、第2種中高
	層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域の定めのある
	地域及び用途地域の定めのない地域
第3種区域	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域又は準工業地域
	の定めのある地域
第4種区域	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業地域の定めのある地域

2 市長は、前条に規定する区域の区分ごとの規制基準を適用する区域を示す図面を、環境部環境保全課において一般の縦覧に供する。

附則

(施行期日)

1 この基準は、告示の日から施行する。

(区域の区分の特例)

- 2 区域の区分ごとの規制基準を適用する区域は、第3条第1項の規定にかかわらず、当分の間、附則 別表の区域の範囲の欄に掲げる地域については、当該表の区域の区分の欄に掲げる区域の区分とす る。
- 3 前項の附則別表区域の範囲の欄に掲げる地域を示す図面は、環境部環境保全課において一般の縦覧 に供する。

附則別表(附則第2項関係)

番号	区域の範囲	区域の区分
1	都市計画法第8条第1項第2号に掲げる特別用途地域として定められた	第3種区域
	地域のうち特別工業地区として別図に示す鏡島地域の区域	
2	都市計画法第8条第1項第2号に掲げる特別用途地域として定められた	第3種区域
	地域のうち特別工業地区として別図に示す南長森地域の区域	
3	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる準工業地域として定められた地	第4種区域
	域のうち別図に示す厚見地域及び加納地域の名鉄名古屋本線以西、新荒	
	田川以東、主要地方道岐阜環状線以北の区域	
4	県道笠松墨俣線以南、主要地方道岐阜南濃線以東、羽島用水西幹線以北、	第3種区域
	県道岐阜羽島線以西の区域のうち都市計画法第8条第1項第1号に掲げ	
	る第1種住居地域及び第2種住居地域として定められた地域として別図	
	に示す区域	
5	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる用途地域の定めのない地域であ	第3種区域
	る柳津町上佐波西一丁目のうち主要地方道岐阜垂井線以北の別図に示	
	す一部の区域	
6	柳津町上佐波一丁目〜五丁目、柳津町下佐波一丁目〜三丁目及び五丁目	第3種区域
	~八丁目並びに柳津町高桑一丁目及び二丁目のうち都市計画法第8条第	
	1項第1号に掲げる第1種住居地域及び第2種住居地域として定められ	
	た地域として別図に示す区域並びに柳津町上佐波西二丁目のうち同号	
	に掲げる第1種住居地域として定められた地域の別図に示す一部の区域	

附 則

この基準は、告示の日から施行する。

附 則

この基準は、告示の日から施行する。

附則

この基準は、告示の日から施行する。

附則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。